令和6年度 認証評価結果における課題・対応報告書

<是正勧告	与>	
項目 NO. 1	基準 5. 学生の受け入れ (社会福祉学科) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<改善課題	$oldsymbol{ar{\mathfrak{l}}}>$	
項目 NO. 1	基準 2. 内部質保証(質保証委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
項目 NO. 2	基準 4. 教育課程・学修成果 (教務委員会) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
項目 NO.3	基準 4. 教育課程・学修成果(学生室、学生委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
<助言>		
項目 NO. 1	基準 2. 内部質保証(質保証委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
項目 NO. 2	基準 2. 内部質保証(質保証委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
項目 NO.3	基準 2. 内部質保証(質保証委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
項目 NO. 4	基準 3. 教育研究組織(短大教員人事調整委員会)·····	14
項目 NO.5	基準 4. 教育課程・学修成果(全学科)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
項目 NO.6	基準 4. 教育課程・学修成果(質保証委員会)・・・・・・・・・・・・・	18
項目 NO. 7	基準 5. 学生の受け入れ (質保証委員会)	20
項目 NO.8	基準 6. 教員・教員組織(短大教員人事調整委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
項目 NO.9	基準 9. 社会連携・社会貢献(事務局) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
項目 NO. 10	基準 10(1). 財務(事務局)	26
項目 NO. 11	基準 10(2). 財務(事務局)	28
項目 NO. 12	基準 10(2). 財務(事務局) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	31

対応部署名 短期大学部 社会福祉学科

	: 定止側方 以音味速	以
No.	種 別	内 容
1	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言(全文)	過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の
		平均について、社会福祉学科介護福祉専攻で 0.56、
		社会福祉学科全体で 0.71、短期大学士課程全体で
		0.87 と低い。また、収容定員に対する在籍学生数
		比率について、社会福祉学科介護福祉専攻で 0.46、
		社会福祉学科全体で 0.60、短期大学士課程全体で
		0.84 と低いため、入学者を確保するための多様な
		施策を行い、定員管理を徹底するよう、是正された
		ν ₀
	認証評価時の状況、課題	(1)現状
		全国の介護福祉士養成施設(大学、短期大学、専
		門学校)における入学定員充足率(過去5年間)は
		44.2%~54.6%であり、全国的にみても厳しい状況
		が続いている。このような中、介護福祉専攻におけ
		る過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の
		平均は 0.56 で、収容定員に対する在籍学生数比率 は 0.46 と低調である。
		(2) 課題
		へ20 m/25
		証するとともに、入学定員に対する入学者比率を向
		上させるべく、多様な対策を検討する必要がある。
	対応	定員管理に関する是正勧告を踏まえ、3月以降の
	(方針、改善策、スケジュー	介護福祉専攻の会議(主として、介護実習教育検討
	ル)	会)において、入学定員への対応や定員を充足する
		ための取り組み(それぞれの理由・根拠を含む)に
		ついて検討を進めている。
		大枠のスケジュールとして、6月の社会福祉学科
		会議で途中経過を報告し、8月の社会福祉学科会議
		で介護福祉専攻の取りまとめ(案)と社会福祉専攻
		の取りまとめ(案)を審議する予定である。なお、
		社会福祉学科会議を経た後は質保証委員会で諮る
		予定であるが、その時期は今後の進捗状況を踏まえ
		て調整される見込みである。

改善状況		(資料1-1)介護福祉専攻 定員対策等 活動報告書のとおり
対応状況拠・デー	を示す具体的な根 タ等	(資料 1-1)介護福祉専攻 定員対策等 活動報告書のとおり
<質保証	委員会使用欄>	
検討所見		(資料 1-1)介護福祉専攻 定員対策等 活動報告書のとおり

対応部署名 質保証委員会

	. 走上倒口 以告述因 5	9 1
No.	種別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言(全文)	2020 年度に旧来の「自己点検・自己評価委員会」
		を「短期大学部質保証委員会」へと改編し、同委員
		会を内部質保証の推進組織と位置付けたことによ
		り、「教育研究審議会」や教授会の審議事項の調整
		を担っている「短期大学部運営委員会」との役割分
		<u>担が不明確</u> となっている。さらに、これまでの仕組
		みに基づき、点検・評価による改善は各学科に委ね
		ており、「短期大学部質保証委員会」が各学科の改
		<u>善を支援する方法は確立されていない</u> ため、内部質
		保証に係る組織の役割分担を明確にし、内部質保証
		の推進組織が各学科の改善を支援して短期大学部
		のPDCAサイクルを機能させるよう <u>改善が求め</u>
		<u>られる。</u> また、法人の <u>「中期・年度計画推進委員会」</u>
		<u>との連携が不十分</u> であるため、法人・大学の内部質
		保証体制との連携等を明確にすることが <u>望まれる。</u>
	認証評価時の状況、課題	・「短期大学部質保証委員会」は、教育活動に係る
		項目について大学基準に沿って、評価・点検するこ
		とになっているが、「短期大学部運営委員会」で、
		学生の受け入れに関することが報告されるなど、役
		割が不明確な部分がある。
		 ・「短期大学部質保証委員会」による各学科への改
		善支援の方法も確立していない。(実態としては「短
		期大学部運営委員会」が調整を行って学科での改善
		につなげる役割を果たしている。)
		・中期計画に基づく点検・評価の内容を、短期大学
		基準に基づく点検・評価に活用するにとどまってお
		り、組織間での連携は明確ではない。
		·

対応	・令和6年度中に、短大部の内部質保証の方針
(方針、改善策、スケジュー	(考え方、組織・体制、手続等)を策定する。
ル)	あわせて、短期大学部における内部質保証体制
	についても図式化する。
	・その後、県大質保証委員会、法人質保証員会 中期・年度計画推進委員会との連携や役割を明 らかにする。
	・なお、地方独立行政法人法の改正により、名
	和7年度から、年度計画策定や年度評価が廃」
	されるため、中期・年度計画推進委員会との記
	携の明確化や役割の整理は、県大と調整の上、
	学長・副学長の意向を踏まえて決定する。
改善状況	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直
	が開始され、令和7年2月の教育研究審議会
	新体制承認、関連規定等の制定が行われる見る
	しとなった。それに伴い、短期大学部質保証
	員会の所掌事項が変更となることから、法人
	で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の
	部質保証方針の策定作業を進めることになっ
	(第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所
	事務を変更した短期大学部質保証委員会細
	は、令和7年3月中に改正が承認される見込
	である。
対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	令和6年度 第5回質保証委員会議事録
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	令和7年度中に、内部質保証についての方針、
	織・体制、手続き等を明示することが求められる

対応部署名 教務委員会

 【区分:是正勧告
 改善課題
 助言
 】

 No.
 種
 別

No.	種別	内 容
2	基準	基準 4. 教育課程・学修成果
	提言(全文)	教育課程の編成・実施方針に、社会福祉学科社会
		福祉専攻では教育課程の実施に関する基本的な
		考え方を示していないため、改善が求められる。
	認証評価時の状況、課題	歯科衛生学科
		歯科衛生学科においては、授与する学位である、
		短期大学士(歯科衛生学)に学位授与方針を定
		め、適切に公表している。
		社会福祉専攻
		(1)現状
		社会福祉学科のディプロマポリシー(DP)に基
		づき、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階
		的に学べるよう編成している。
		(2)課題
		社会福祉士及び保育士養成における教育課程の
		編成において、教養科目及び社会福祉の基礎科
		目の学びに基づくこと、実習を通じた学びや身
		につけるべき能力など教育課程及びその学習成
		果の実施方針が不十分である。
		<u>介護福祉士専攻</u>
		(1)現状
		介護福祉専攻においては、学位授与方針に基づ
		き、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的
		に学べる教育課程を編成していることを明示し
		たうえで、「教養科目では、「人間理解」「人間と
		現代社会」「地域と生活」「人間と自然環境」「知
		の技法」「健康とスポーツ」の群により、社会に
		貢献する人材の基盤となる、豊かな人間性、倫
		理観、総合的判断力を養う」など5項目の教育
		課程の編成内容を定めているが、実施に関する
		基本的な考え方について触れていない。
		(2)課題
		5項目の教育課程の編成内容において、授業形
		態や具体的な教育方法などの教育課程の実施に

関する基本的な考え方が示されていないため、 明示 する必要がある。

こども学科

(1)現状

こども学科においては、学位授与方針に基づいて、教養科目及び専門科目を系統的かつ段階的に学べる教育課程を編成しており、6項目に亘る具体的な教育課程の編成内容を定めている。

(2)課題

現状では、特に課題はない。

対応

(方針、改善策、スケジュール)

(方針)

- 教務委員会が審議、検討する。
- ・各学科で見直しが必要か検証し、必要に応じて 修正を行う。
- ・教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー(CP))を学位授与方針に基づき編成し、授業形態や具体的な教育方法等の教育課程の実施に関する基本的な考え方を十分に示すこととする。

(スケジュール)

令和6年

- 6月 社会福祉学科 内容の検討、修正を開始
- 7月 学科(社会福祉学科を除く)ごとに修正の 必要性を検証
- 9月 すべての学科で内容の検討、修正を行う令和7年
- 1月 教務委員会にて検討状況と修正内容を共有
- 2月 教務委員会にて修正内容の検証
- 5月 質保証委員会に報告

(改善策)

教務委員会にて、各学科での検討内容が共有された。今後、表記上の整合性も検証される。以下、 各学科の改善状況(途中経過)である。

歯科衛生学科

現行カリキュラムに合わせた内容であるか、また、段階を踏んだ具体的記述であるかを再点検し、令和4年度入学生から適用している新カリキュラムの内容が全く反映されていないことが判明した。そのため、学科として修正を行うと判断した。内容について、学科内で協議・検討している。

社会福祉専攻

教育課程及びその学習成果について専攻で協議 し以下に再編成した。

- 1. 教養科目では、「人間理解」「人間と現代社会」「地域と生活」「健康とスポーツ」「総合」の群により、問題解決力と論理的思考力を養う。「人間と自然環境」「知の技法」では、コミュニケーション・スキルや数量的スキル及び情報リテラシーの能力を養う。
- 2. 社会福祉の基礎となる科目では、社会福祉制度の仕組みを理解し、人間の価値や尊厳・福祉観の形成及び倫理観と自己管理力を培う。
- 3. 学科共通科目では、保健医療分野と連携するチームワーク、リーダーシップを図るなど他者・多職種と協調・協働して行動できる能力の必要性を学ぶ。
- 4. 教養科目、社会福祉の基礎科目の学びを礎に、社会福祉士養成の専門科目では利用者のニーズ把握と相談援助という高度な社会福祉の専門的知識と技術を講義と学内演習で習得する。それらと連動させて、保健医療分野との連携協同の必要性の理解を促す。一連の学びは、ソーシャルワーク実習・前期・後期を通じて、その意義の理解と倫理観の向上を図り、実践力を培う方向に導く。
- 5. 保育士資格に関する科目では、保育の本質・目的、対象理解、内容・方法について系統的かつ段階的に学び、保育実習により保育活動を展開できる実践的能力を養う。さらにソーシャルワークの専門知識・技術の学びと実習を通じて、多様で複合化・複雑化する子ども・家庭及び社会的養護のニーズに対応できるよう、理論的・創造的思考力を身につける。

介護福祉専攻

4月以降の介護福祉専攻の会議(主として、介護実習教育検討会)において、教育課程の編成・ 実施方針の見直しを進めている。

大枠のスケジュールとして、6月の社会福祉学科会議で途中経過を報告し、8月の社会福祉学科会議で介護福祉専攻の取りまとめ(案)を審議する予定である。

<u>こども学科</u>
年に2回(前期末と後期末)「こども学科教育課
程検討委員会」を開催し、こども学科全教員で、
教育課程の適切性の検討を行っている。今後も、
引き続き、検討を重ねていき、教養科目及び専
門科目を系統的かつ段階的に学ぶことができる
教育課程の編成と実施について検証を行ってい
<∘
社会福祉学科ならびに歯科衛生学科より現時点
における CP の修正案を教務委員会にて共有の
上、CP の考え方について審議し、学科間で統一
すべき方針についてすり合わせを行った。今後は
その方針に沿って修正をさらに進める予定であ
る。
社会福祉学科、歯科衛生学科は CP 修正中
(こども学科は CP 修正を検討中)
計画に沿って適切に執行されている。引き続き、
方針に沿って修正を進めてください。

対応部署名 学生室、学生委員会

【区分	: 是正勧告 改善課題 『	助言 】
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	全学科で卒業生を対象とするアンケートを実施
		しているものの、その内容と学位授与方針の連
		関が不明瞭であるため、卒業に際して学位授与
		方針に示す知識・技術・能力を測るための方法
		を確立し、学習成果の把握・評価に取り組むよ
		う、改善が求められる。
	認証評価時の状況、課題	(1)現状
		学位記授与式当日に卒業生を対象にアンケート
		を実施している。学生生活全般、教育内容や就
		職・進学に関する満足度等、22の設問がある。
		(2)課題
		学位授与方針と学びの過程を関連付けて振り返
		る設問がない。
	対応	(方針)「学位授与方針に示す知識・技術・能力
	(方針、改善策、スケジュー	を学生が身に付けるために、本学が適切な教育課
	ル)	程を編成しているか」を検証するための質問項目
		を創成し、卒業生アンケートに追加する。
		(改善策)アンケートの質問項目に学位授与方針
		に関する質問を設ける。
		(スケジュール)
		6月~10月 質問内容の検討(学生委員会)
		11月 質問内容の検討・決定(運営委員会)
		2月 アンケート内容決定(運営委員会・教授会)
		3月 アンケート実施(学位記授与式)
	改善状況	学生委員会において、上記の対応を提案し、了承
		された。今後、スケジュールのとおり、進めてい
		く予定である。
	対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
	拠・データ等	本件に関わる学生委員会の資料(添付のとおり)
	<質保証委員会使用欄>	
	検討所見	質問項目に学位授与方針に関する質問を設け、ア
		ンケートが実施されており、改善が認められる。

対応部署名 質保証委員会

区分	:是正勧告 改善課題 [b言 】
No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言(全文)	「内部質保証規程」「静岡県立大学短期大学部質
		保証委員会細則」及び「静岡県公立大学法人質保
		証委員会規程」には、具体的な内部質保証の手続
		を示していないため、 <u>どのようなプロセスで点</u>
		<u>検・評価及び改善・向上に取り組むのかについて</u>
		明示することが望まれる。
	認証評価時の状況、課題	内部質保証について、方針、組織・体制、手続等
		が明示されておらず、十分機能しているとは言え
		ない。
	対応	令和6年度中に、短大部の内部質保証の方針を策
	(方針、改善策、スケジュー	定し、具体的な内部質保証の手続きを明らかにす
	ル)	る。
		令和6年9月から法人内部質保証体制の見直
	以音水机	しが開始され、令和7年2月の教育研究審議会
		で新体制承認、関連規定等の制定が行われる見
		通しとなった。それに伴い、短期大学部質保証
		委員会の所掌事項が変更となることから、法人
		内で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の
		内部質保証方針の策定作業を進めることになっ
		た(第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所
		掌事務を変更した短期大学部質保証委員会細則
		は、令和7年3月中に改正が承認される見込み
		である。(再掲)
	対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
	拠・データ等	令和6年度第5回質保証委員会議事録(再掲)
	<質保証委員会使用欄>	
	検討所見	令和 7 年度中に内部質保証について、方針、組
		織・体制、手続き等を明示することが求められる。
		(再掲)

対応部署名 質保証委員会

区分	: 是止 翻 告	
No.	種 別	内 容
2	基準	基準2 内部質保証
	提言(全文)	内部質保証の体制図は示しているものの、併設大
		学を中心とした組織構成となっていることから、
		短期大学部における内部質保証体制についても
		図式化し、学内で共有することが望まれる。
	認証評価時の状況、課題	内部質保証について、方針、組織・体制、手続等
		が明示されておらず、体制も図式化されていな
		\\'_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	対応	令和6年度中に、短大部の内部質保証の方針(考
	(方針、改善策、スケジュー	え方、組織・体制、手続等)を策定する。あわ
	ル)	せて、短期大学部における内部質保証体制につ
		いても図式化する。
	改善状況	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直し
		が開始され、令和7年2月の教育研究審議会で
		新体制承認、関連規定等の制定が行われる見通
		しとなった。それに伴い、短期大学部質保証委 員会の所掌事項が変更となることから、法人内
		で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の内
		部質保証方針の策定作業を進めることになった
		(第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所掌
		事務を変更した短期大学部質保証委員会細則
		は、令和7年3月中に改正が承認される見込み
		である。(再掲)
	対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
	拠・データ等	令和6年度 第5回質保証委員会議事録(再掲)
	 <質保証委員会使用欄>	
	検討所見	令和 7 年度中に内部質保証について、方針、組
	~ ··· •/// 1 × =	織・体制、手続き等を明示することが求められる。
		(再掲)
$\overline{}$		

対応部署名 質保証委員会

	: 走止側告 以 音 課	
No.	種 別	内 容
3	基準	基準2 内部質保証
	提言 (全文)	内部質保証体制を整備したばかりであることか
		ら、現在まで同委員会において(<u>内部質保証シス</u>
		<u>テムの適切性や有効性について</u>) 検証は行ってい
		ない。今後、認証評価等の外部機関からの客観的
		かつ適正な点検・評価を受ける機会で検討すると
		していることから、 <u>第三者評価の結果を踏まえ</u>
		て、改善・向上に向けた取り組みを適切に行うこ
		とが望まれる。
	認証評価時の状況、課題	内部質保証システムの適切性や有効性について、
		検証が行われていない。
	対応	令和6年度中に、短大部の内部質保証の方針を策
	(方針、改善策、スケジュー	定し、第三者評価の結果を踏まえた改善・向上に
	ル)	向けた取り組みのプロセスを明記するとともに、
		今回の認証評価で指摘された内部質保証システ
		ムの適切性や有効性にかかる指摘事項の改善に
		取り組む(「短期大学運営委員会」との役割分担
		が不明確、「短期大学部質保証委員会」が各学科
		の改善を支援する方法が確立されていない、法人
		の「中期・年度計画推進委員会」との連携が不十
	-1 -44 15 V-	分。
	改善状況	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直し
		が開始され、令和7年2月の教育研究審議会で
		新体制承認、関連規定等の制定が行われる見通
		しとなった。それに伴い、短期大学部質保証委員会の影響を選びませれる。
		員会の所掌事項が変更となることから、法人内 で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の内
		で利本制の承認と規模以上後、短期人子部の内
		前員休証力却の泉足作来を進めることになった (第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所掌
		「用り回員体証安員云に「報口預」。なね、別事 事務を変更した短期大学部質保証委員会細則
		は、令和7年3月中に改正が承認される見込み
		である。(再掲)
		2 0/2 0/0 (111 Ld)

対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	(提出時に写し、データを添付)
	令和6年度 第5回質保証委員会議事録(再掲)
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	令和7年度中に内部質保証について、方針、組
	織・体制、手続き等を明示することが求められる。
	(再掲)

対応部署名 短大教員人事調整委員会

区分	: 走止砌告 攻善課題 四	7言 】
No.	種 別	内 容
4	基準	基準3 教育研究組織
	提言 (全文)	教育研究組織の適切性について
		今後は、「短期大学部質保証委員会」を中心とした
		体制のもとで、点検・評価を行い、改善・向上に向
		けて取り組むことが <u>期待される。</u>
	認証評価時の状況、課題	(1)現状
		・教育研究組織に関する検証については、本学の設
		立団体である静岡県が定める第3期中期目標にお
		いて、「社会の要請や教育研究の進展を踏まえ、理
		事長・学長のリーダーシップの下、大学間連携の推
		進や、教育研究組織の在り方の検討を行うなど、大
		学の機能強化と魅力の向上に取り組む。」と定めら
		れている。本学では、中期計画に従い各年度計画に
		取り組みを位置付け、教育研究組織の検討を行って
		きた。
		・将来構想として、4年制化に向けた新学部の設置を検討するため、令和3年度に副学長及び短期大学部各学科委員で構成するワーキンググループ、令和4年度に副学長及び全学部委員で構成する「新学部設置構想検討委員会」を立ち上げた。
		(0) 岩田 日春
		(2)課題・短期大学部の将来構想、教育研究組織の見直し
		については、年度計画に位置付けて計画的に実施
		しているが、検討・調整課題が非常に多くなって
		いる
	対応	・内部質保証の方針を策定し、教育研究組織の適切
	(方針、改善策、スケジュー	性について、学科、短期大学部運営委員会、教授会
	ル)	との役割を明確にする。

改善状況	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直し
	が開始され、令和7年2月の教育研究審議会で
	新体制承認、関連規定等の制定が行われる見通
	しとなった。それに伴い、短期大学部質保証委
	員会の所掌事項が変更となることから、法人内
	で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の内
	部質保証方針の策定作業を進めることになった
	(第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所掌
	事務を変更した短期大学部質保証委員会細則
	は、令和7年3月中に改正が承認される見込み
	である。(再掲)
対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	令和6年度 第5回質保証委員会議事録(再掲)
 <質保証委員会使用欄>	I.
検討所見	令和 7 年度中に内部質保証について、方針、組
1尺百9/21 20	織·体制、手続き等を明示することが求められる。
	(再掲)
	() () () () () () () () () ()

対応部署名 全学科

【区分	: 是正勧告 改善課題 [
No.	種別	内 容
5	基準	基準 4. 教育課程・学修成果
	提言 (全文)	1年間に履修登録できる単位数の上限は設定さ
		れておらず、各学科の特性に応じた教育課程の編
		成を行い、教育目標の達成に向け、講義、演習、
		実習をバランスよく配置することで対応してい
		る。今後は、より効果的な教育の実践に向けて、
		学生の履修登録の状況や学修状況を継続的に分
		析・検証し、単位の実質化を図る取り組みを推進
		することが望まれる。
	認証評価時の状況、課題	(1)現状
		各学科の特性に応じた教育課程の編成を行い、教
		育目標の達成に向け、講義、演習、実習をバラン
		スよく配置することで対応している。
		(2)課題
		1年間に履修登録できる単位数の上限が設定さ
		れていない。今後は、より効果的な教育の実践 に向けて、学生の履修登録の状況や学修状況を
		に同りて、子生の履じ豆豉の状況や子修水況を 継続的に分析・検証し、単位の実質化を図る取
		放記がこが何・模皿し、単位の夫負化を図る取
		グルルグでは近りることが主よれてる。
		学科において、在籍している各学年の履修登録
	(方針、改善策、スケジュー	の状況を分析・検証し、各学年において、1年
	ル)	間に履修登録できる単位数の上限を検討する。
	改善状況	各学科において、学生の履修状況のほか、資格取
		得に必要な単位が学年ごとどのように配分され
		ているかを算出し、単位数の上限設定など単位の
		実質化を図る取り組みができるか分析した結果
		が、本年度第3回質保証委員会で学科代表から報
		告された。 八振の独用 次枚孝兼成に向けたカリキュラル領
		分析の結果、資格者養成に向けたカリキュラム編 成れしている本学の世質 単位数の上限設定が
		成をしている本学の性質上、単位数の上限設定が一世にいてよが確認された。
		難しいことが確認された。_

	○ <u>主な意見</u>
	・実習前にやることが決まっているため、学年
	ごとバランスよく単位数を定めることは困難
	・学生間で、履修登録単位数に大きな差がない
	ため、単位数上限を設ける必要性が乏しい。
	・社会福祉専攻において学生間に取得単位数の
	ばらつきがあるのは、保育士資格を取得する学
	生と、そうでない学生がいるためである。
対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	 学生の履修登録状況(過去3年間)及び単位数上
	限設定の検討資料
 <質保証委員会使用欄>	
	以上料 の「四三叶ウルト la マー・カー・バーフ la ルト/を持
検討所見	単位数の上限設定はされていないが、それは資格
	者養成に向けたカリキュラムを編成している本
	学の性質によるものであり、学生の履修登録の状
	況を分析した結果、履修登録単位数に大きな差が
	生じていないことが確認された。

対応部署名 質保証委員会

区分	: 走止 翻 告	
No.	種別	内 容
6	基準	基準4 教育課程・学修成果
	提言(全文)	教育課程及びその内容、方法の適切性について
		今後は、「短期大学部質保証委員会」を中心とし
		た体制のもとで、点検・評価を行い、改善・向上
		に向けて取り組むことが <u>期待される。</u>
	認証評価時の状況、課題	(1)状況
		・カリキュラム・マップによる教育課程の点検・
		評価を「短期大学部質保証員会」、授業評価アン
		ケートを「FD委員会」、卒業生アンケートを「学
		生委員会」が実施している。
		(2)課題
		・「短期大学部質保証委員会」による各委員会の
		目標や達成状況の確認、必要に応じた提言がなさ
		れていない。
		(質保証委員会)
		(1)現状
		教育課程及びその内容、方法の適切性について
		は、「短期大学部質保証委員会」がカリキュラム・
		マップによる検証を行っている。
		(2)課題
		教育課程及びその内容、方法の適切性について、
		今後は、「短期大学部質保証委員会」を中心とし
		た体制のもとで、点検・評価を行い、改善・向上
		に向けて取り組むことが期待される。
		(歯科衛生学科)
	対応	令和6年度中に、短大部の内部質保証の方針を策
	(方針、改善策、スケジュー	定し、「短期大学部質保証委員会」による各委員
	ル)	会の目標や達成状況の確認、必要に応じ、提言を
		行う仕組を整える。
		(質保証委員会)

	今後は、「カリキュラム・マップ」及び、FD委
	員会が実施している「授業評価アンケート」をも
	とに、「短期大学部質保証委員会」において点検・
	評価を行うシステムを充実させる。(歯科衛生学
	科)
	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直し
	が開始され、令和7年2月の教育研究審議会で
	新体制承認、関連規定等の制定が行われる見通
	しとなった。それに伴い、短期大学部質保証委
	員会の所掌事項が変更となることから、法人内
	で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の内
	部質保証方針の策定作業を進めることになった
	(第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所掌
	事務を変更した短期大学部質保証委員会細則
	は、令和7年3月中に改正が承認される見込み
	である。(再掲)
対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	令和6年度 第5回質保証委員会議事録(再掲)
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	令和 7 年度中に内部質保証について、方針、組
	 織・体制、手続き等を明示することが求められる。
	(再掲)
	11.1.1.1.1

対応部署名 全学科・質保証委員会

【区分	: 是止勧告	加言 】
No.	種別	内 容
7	基準	基準 5. 学生の受け入れ
	提言(全文)	学生の受け入れの適切性について、今後は、「短 期大学部質保証委員会」を中心とした体制のもと
		で、点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り
	37 37 37 17 19 4 5 10 Vo 37 17	組むことが期待される。
	認証評価時の状況、課題	各学科では、当該年度の入学者選抜実施上の反省
		点を踏まえて問題点を把握し、次年度以降の改善 に努めるとともに、入学者選抜の結果を検証して
		いる。その結果、選抜制度の改善が提案された場
		合は入学者選抜実施委員会及び短期大学部運営
		委員会で検討を行い、教授会の審議を経た後、そ
		の結果を次年度以降の入学者選抜に反映させて
		いる。
		(1)現状
		各学科において当該年度の入学者選抜実施上の
		反省点を踏まえて問題点を把握し、次年度以降の
		改善に努めるとともに、入学者選抜の件を点検・
		評価している。
		(2)課題
		今後は、「短期大学部質保証委員会」を中心とし
		た体制のもとで、点検・評価を行い、改善・向上 に向けて取り組むことが期待される。
		(歯科衛生学科)
	対応	令和6年度中に、短大部の内部質保証の方針を策
	(方針、改善策、スケジュー	定し、「短期大学部質保証委員会」による各委員
	ル)	会の目標や達成状況の確認、必要に応じ、提言を
		行う仕組を整える。
		(質保証委員会)

	各学科にて毎年度、入学者選抜実施後に問題点
	を把握し、それをもとに次年度以降の改善点を
	検討する。それを、入学者選抜実施委員会にて
	全学科において検討する、その後、「短期大学部
	質保証委員会」にて、点検・評価を行い次年度
	以降の入学者選抜の改善へつなげる。
	(歯科衛生学科)
改善状況	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直し
	が開始され、令和7年2月の教育研究審議会で新
	体制承認、関連規定等の制定が行われる見通しと
	なった。それに伴い、短期大学部質保証委員会の
	所掌事項が変更となることから、法人内で新体制
	の承認と規程改正後、短期大学部の内部質保証方
	針の策定作業を進めることになった(第5回質保
	証委員会にて報告済)。なお、所掌事務を変更し
	た短期大学部質保証委員会細則は、令和7年3月
	中に改正が承認される見込みである。(再掲)
対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	令和6年度 第5回質保証委員会議事録(再掲)
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	令和7年度中に内部質保証について、方針、組
	織・体制、手続き等を明示することが求められる。
	(再掲)

No.	種別	内 容
8	基準	基準 6. 教員・教員組織
	提言(全文)	教員組織の適切性について 今後は、「短期大学部質保証委員会」を中心と た体制のもとで、点検・評価を行い、改善・向」 に向けて取り組むことが <u>期待される。</u>
	認証評価時の状況、課題	(1)状況 短期大学部内における採用方針の決定及び手続きについても明確化するため、「教授会」の下に新たに採用及び昇進人事に関する事項を調整る委員会を設置したほか、短期大学部教員の利用、昇任に係る部内手続き等に関する要領を制造し、的確かつ公正な方針決定及び手続きが行えば体制を整備している。 (2)課題 「静岡県立大学短期大学部内部質保証規程」の第3条(6)によると教員・教員組織の点検評価を実施する責任主体は、短大部の中では「対期大学部質保証委員会」と定められている。かし実際には、公募、内部昇任が起る際に「対明大学部質保証委員会」として教員組織の適切性が検証・確認されているため、改めて「短期大学部質保証委員会」として教員組織の適切性について検討していない。
	対応 (方針、改善策、スケジュー ル)	内部質保証の方針を策定し、教員・教員組織の近切性について、学科、短大教員人事調整委員会の役割を明確にする。

改善状況	令和6年9月から法人内部質保証体制の見直し
	が開始され、令和7年2月の教育研究審議会で
	新体制承認、関連規定等の制定が行われる見通
	しとなった。それに伴い、短期大学部質保証委
	員会の所掌事項が変更となることから、法人内
	で新体制の承認と規程改正後、短期大学部の内
	部質保証方針の策定作業を進めることになった
	(第5回質保証委員会にて報告済)。なお、所掌
	事務を変更した短期大学部質保証委員会細則
	は、令和7年3月中に改正が承認される見込み
	である。(再掲)
	なお、「静岡県立大学短期大学部内部質保証規
	程」は廃止となり、新たに「静岡県立大学法人
	内部質保証規程」が令和7年4月に施行される
	見込みであり、そこでは教員・教員組織の点検・
	評価を実施する責任主体は規定されていない。
対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
拠・データ等	令和6年度 第5回質保証委員会議事録(再掲)
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	令和 7 年度中に内部質保証について、方針、組
	織・体制、手続き等を明示することが求められる。
	(再掲)

対応部署名 事務局

ムガ	: 走止砌告	
No.	種別	内 容
9	基準	基準 9 社会連携・社会貢献
	提言(全文)	社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会
		連携・社会貢献に関する取り組みを実施してお
		り、かつ、その取り組みは、学科・専攻の教育研
		究成果を適切に社会に還元するものであると判
		断できる。ただし、これらの取り組みは、教員個
		人や各学科・専攻に多くを依存する傾向にあるた
		め、短期大学部としての組織的な支援体制の整備
	373737/FPH 0/10/20 3888	について検討することが望ましい。
	認証評価時の状況、課題	(1)現状
		・教員活動研究推進費を活用して取り組んでいる 研究事業は、研究費やその使用に関する事務的な
		面を大学総務室が担っている(研究活動の運営を
		のものは、研究代表者である自身が窓口となり、
		学外機関と連携している)。
		17/10/2014 6 11 27/0
		・HPS については、総務に担当する事務者が一人
		いるほか、大学ベンチャーである NPO のスタッフ
		が実務を担当している。また、学内スペースを提
		供している。
		(2)課題
		・公立大学としての役割、使命に地域への貢献が
		あるという点では、大学としての窓口があった方
		が望ましいが、本学の限られた人員や予算上の制
	· 사건	約から、大規模な支援は困難
	対応 (方針、改善策、スケジュー	人員や予算上の制約から大規模な支援はできな いため、現状実施している支援(学内スペースの
	ル)	提供、実行委員会)を当面継続するが、短期大学
	/* /	部としての組織的な支援体制の整備については、
		必要に応じて検討していく。

改善状況	リカレント教育として初任者研修を開講するに
	あたり、質保証委員会が、必要な助言や提案を行
	うなどの組織的な支援を実施した。
対応状況を示す具体的な根	資料 1-1 P3 など
拠・データ等	
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	短期大学部として社会連携・社会貢献に関する取
	り組みを進め、取り組みを個々に任せきりにする
	のではなく、必要な助言を行うなど支援を継続す
	ること。

対応部署名 事務局

	: 走止 倒 古	
No.	種 別	内 容
10	基準	基準 10(1). 財務
	提言(全文)	2022 年度には、事務局職員の人材育成の基本指
		針となる「静岡県公立大学法人事務局職員人材育
		成方針」を策定し、人材育成の理念や職員の役割
		のほか、採用・配置・異動、研修、人事評価に関
		する基本的な考え方を示しており、今後、この方
		針に沿った人材育成の取り組みを更に推進する
		ことが期待される。
	認証評価時の状況、課題	(1)状況
		・2022 年度に策定した、事務局職員の人材育成
		の基本指針となる「静岡県公立大学法人事務局
		職員人材育成方針」(根拠資料 10-1-25) は、
		人材育成の理念や職員の役割のほか、採用・配
		置・異動、研修、人事評価に関する基本的な考
		え方を示している。
		・職員の採用、異動、配置については、通常の年
		度末に加え8月にも人事異動を行い、職場の状
		況や職員の適性を踏まえた弾力的な人材配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		を行っている。
		・研修については、職位別研修と目的別研修を体
		系化し、法人の健全な経営を担うマネジメント
		力のある人材を育成するため、3~5年次の職員は400円である人材を育成するため、3~5年次の職員は40円である。
		員対象のフォローアップ研修を新設するなど
		効果的に実施している。
		(2)課題 特になし
		・引き続き、「静岡県公立大学法人事務局職員人
	水心 (方針、改善策、スケジュー	材育成方針」に沿った人材育成の取り組みを推
	ル)	進する。
	/ * 	\

改善状況	法人主催研修のほか、県からの派遣職員を対象 とした県主催の研修や必要に応じて外部機関が 実施する研修に参加している。
対応状況を示す具体的な根 拠・データ等	(提出時に写し、データを添付) 大学運営資料 (2-19 SD)
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	「静岡県公立大学法人事務局職員人材育成方針」
	に沿った人材育成の取り組みを引き続き推進し、
	受講状況を毎年度報告すること。

対応部署名 事務局

	· 走工倒占 以告除起 [
No.	種 別	内 容
11	基準	基準 10(2). 財務
	提言(全文)	機関別認証評価を目的とする短期大学認証評価
		において、当該短期大学部の教育・研究目的を遂
		行するうえでの財務面における独自の成果や課
		題を検討することが必要であるため、独自の教育
		研究活動の遂行や経費の見直しの点から当該短
		期大学部のセグメント情報を明示することが <u>求</u>
		<u>められる。</u>
	認証評価時の状況、課題	予算は、理事長が策定した予算編成方針のもと
		に編成を行い、予算を執行する単位は、県立大学、
		県立大学短期大学部に分けられ、それぞれ予算責
		任者が置かれている。しかし、財務諸表において
		は各部門の運営経費などを明確に区分していな
		V v₀
		なお、本法人の収益化の扱いでは、原則、期間
		進行基準であるため、設置団体と協議の上、セグ
		メント情報の開示は必要ないと判断した。また、
		記載を省略するものとして監査法人からも認め
		られている。
	 対応	財務会計システムで、県立大学と短期大学部の運
	(方針、改善策、スケジュー	営経費等を明示するよう調整を進めていく。
	ル)	R6.8月末頃
	· ,	大学ホームページで毎年度公表しているファ
		クトブックの財務諸表欄に、大学と短期大学部
		とを区別した大学のセグメント情報を掲載す
		る。
		R6. 9∼R7. 3
		毎年度決算時に作成している財務諸表へのセ
		グメント情報掲載の可否について課題を抽出
		し、次年度の取組内容について検討する。

改善状況

県大と短大でセグメント情報を分けて記載することについては、経営財務室で検討を進めてきたが、下記に記載したとおり、いくつかの課題があることから、財務諸表ではなくファクトブックの予算・決算の項目で、両者を分けて記載することになった。現時点では、監査法人からも求められていないことから、すぐにセグメント情報を分けて財務諸表に掲載することは予定していないが、引き続き検討していく予定。

なお、本学が認識している課題を大学基準協会に伝えたところ、「さまざまな理由により、ただちに財務諸表においてセグメント情報を開示することが難しい場合もあるかと存じますので、評価後に本協会に改善報告を求める提言事項としてではなく、貴大学においてご検討いただきたい事項として評価結果の概評部分にのみ記載させていただいた経緯がございます。

貴大学では、大学、短期大学部を区別して経営 分析することをご検討されているということで すので、分析の過程で把握されるセグメント情 報をお示しいただくことにつきましても併せて ご検討いただけますと幸いです。」との回答があ った。

○課題

現状、予算管理等は大学で一括して行っており、 短期大学部はそのなかのひとつの所管であると いう認識で行っているため、セグメント情報を 掲載することについて、下記課題がある。

- ・運営費交付金の算定は法人単位で行われており、大学分、短期大学部分に区分されていない こと
- ・法人に充てられた補助金は、大学分、短期大学部分に区分していないこと(事務上、大学に 一括計上している)
- ・小鹿キャンパスは大学(看護学部)と短期大 学部を共同で使用しており、事務・図書館棟や 教育棟も共通で使用しているため、棟単位で分 かれてもいない。そのため、キャンパス運営費 (光熱水費、警備・掃除等の委託費)を大学分・ 短期大学部分で分けていないこと(事務上、短

	期大学部に一括計上している) ・小鹿キャンパスの施設職員、図書館職員は、 短期大学部に所属しているが、実際の業務とし ては大学・短期大学部共通のものであること
	○監査法人の見解 今回の指摘を受け、改めて監査法人に相談した ところ、次のとおり回答があった。 「現状、経営や業績管理を大学と短期大学部で 分けているというよりは法人として一括で管理 していること、事業としては「教育」という共 通事業であることから、単一セグメントと考え て問題ないと考える。また、経営分析として、
	大学・短期大学部で分けて考える、というのは あってもよいと思うが、それを財務諸表で開示 するべきかと言われると、別の話である。」
対応状況を示す具体的な根 拠・データ等	(提出時に写し、データを添付)・R6ファクトブック(p42)
<質保証委員会使用欄>	
検討所見	監査法人の見解を踏まえ、経営分析として予算・ 決算状況を県大と短大を分けてファクトブック に記載するなど、改善が認められる。 一方で、地方独立行政法人会計基準において説明 責任の観点からセグメント情報の開示が望まれ ていることから、引き続き検討することが望まれ る。

対応部署名 事務局

区分	:是正勧告 改善課題 [
No.	種 別	内 容
12	基準	基準 10(2). 財務
	提言(全文)	今後も科学研究費補助金等の応募を教員に促し、
		特色を生かした研究成果に基づき、外部資金の受
		け入れ・獲得による増収につなげることが <u>期待さ</u>
		<u>れる。</u>
	認証評価時の状況、課題	(1)状況
		教員向けの学内説明会や寄附者に対するPRを実
		施するとともに、科学研究費補助金獲得支援として
		公募要領等説明会及び研究計画調書作成へのアド
		バイスを実施し、外部資金の採択に一定の採択を上
		げている。
		(2)課題
		外部資金の申請をする教員に偏りがあり、数年間
		応募していない教員がいる。
	対応	・科研費の応募は増加しており (R 元:4 件、R2:11
	(方針、改善策、スケジュー	件、R3:8件、R4:16件、R5:11件、R6:19件)、引
	ル)	き続き県大の地域・産学連携推進室と連携し、科
		研費公募要領説明会や研究計画調書作成へのア
		ドバイスを実施するとともに、適宜公募情報を配
		信し、外部資金獲得による増収を図る。
	改善状況	R6 年度科研費採択件数の新規+継続 10 件及び新
		規4件は全国の短期大学で最も多く、新規+継続
		の合計で直接経費 10,400 千円、間接経費 3,120
		千円が配分された。
		また、科研費応募件数も増加傾向にあり、R7 年
		度科研費には18人(18件)が応募した。R7年度
		以降に継続課題がある教員8人と合計すると、7
		割以上の教員が科研費獲得に取り組んだ。
	対応状況を示す具体的な根	(提出時に写し、データを添付)
	拠・データ等	・大学運営資料(2-16 外部資金)
		・「研究者が所属する研究機関別 採択件数・配分
		一覧(令和6年度)」(日本学術振興会)

<質保証委員会使用欄>	
検討所見	全国の短期大学で最多の採択件数であることや、
	7割以上の教員が科研費獲得に取り組んでいる状
	況は成果として認められる。
	引き続き、外部資金の受け入れ・獲得を高い水準
	で維持していくことが期待される。

介護福祉専攻 定員対策等 活動報告及び検討所見 (重点施策)

リカレント教育の実施(一般) No. 10	1
リカレント教育の実施(施設等職員等) No. 11	5
専攻オープンキャンパスの実施 No.1	8
外国人受け入れ No.13	11
入学者選抜の見直し No. 20	14
静岡県老人福祉施設協議会との関係づくり No. 6 (広報活動の強化(施設職員等) No. 4)	17
ゼロ免学生及び再攻内コース別履修制度の道入 No. 19	20

介護福祉専攻 定員対策等対応 活動計画

専攻主担当者名 鈴木俊文

方策No.	10		
方策	リカレント教育の実施(一般)〈R7年8月実施予定〉		
内容	介護の専門技術や知識を習得するリカレント教育講座(介護職員初任 者研修や実務者研修など)を実施し、介護福祉専攻に興味関心を持って もらい、受験へと導く※他機関の研修事業との関係性あり		
R6年度 活動内容※ 複数年度に またがる計 画は、R7年 度以降の内 容も記載	専攻、学科、質保証委員会等で申請に向けた議論を行う。 B 初任者研修、実務者研修の開設(設置認可)に必要な書類を作成 し、運営体制(担当)を検討後、申請を行う(初任者研修の場合は R7年1または2月開講、実務者研修の場合はR7年9月開講を目指 す)。 要以降の内		
スケジュー			
ル	R6. 8 9 10 11 12 R7. 1 2 3 4 5 6 7 8		
	A 10月~専攻・学科会議で案の検討 10月~質保証委員会で確認・決定		
	B 関係法令確認 申請書類作成 申請手続 1・2月~開講:初任者研修の場合 申請手続 (実務者研修の場合 9 月以降)		

改善状況 (今年度の 取組内容)

本計画に基づき、一般を対象にした「リカレント教育講座」として介 護初任者研修課程の開設に必要な要件や課題を整理するとともに、初任 者研修を開設するための設置認可申請(事業者指定)及び、初任者研修 課程申請(R6年度研修指定申請)を行った。

この結果、計画どおりR6年度内での初任者研修課程の設置及び、研修 指定を受けることができ、2月17日から第1回を開催することに決定し た。一方で、急ぎ年度内開校を目指した申請であったため、研修指定後 の案内(募集)期間が、3週間程度と極めて短期間となってしまったが、 連携先である静岡県社会福祉人材センターとの継続的な情報連携のほ か、静岡県老人福祉施設協議会、大学近隣のS型デイサービス運営者 (ボランティア) 等への広報等を積極的に行い、今年度11名の受講者が 決定した(定員12名、申込者14名(内辞退者3名)。

対応状況を 示す具体的 な根拠・デ ータ(成 果)

(提出時に写し、データを添付)

R6年度介護初任者研修の概要は別紙(開催案内)のとおり。

その他 定等)

本研修は、介護福祉専攻の担当教員8名全員で行う(科目要件に応じて (今後の予 | 担当教員を申請・認可)ものであるが、初任者研修の指定規則上、カリ キュラムにおける科目の順次制と、演習科目の担当教員数(12名以上で2 名)が定められており、開講スケジュール(時間割)や募集定員の確定 に、多くの調整(検討)が必要となった。

> また、今年度スケジュールでは、受講者の補講対応に必要な日程が十分 に確保できない点、当初計画の募集定員(20名)で開講出来ていない点 があり、これらを課題として、R7年度計画を検討していく必要がある。

No. 10

活動計画に 対する検討 所見 (第4回質 保証委員 会)

1. 初任者研修

<概評>

・介護専攻の入学定員削減の協議を進めるためには、早期に 介護人材養成に係る代替案を実行に移し、可能な限り実績 を積み重ね、県に説明していくことが必要である。本年度 中に開講できるよう準備を進めていただきたい。

<課題 • 提案等>

- ・2週間集中開催の場合、対象は学部生に限定されるのでしょ うか。介護職に関心のある一般の方を対象にしてもよいで はないでしょうか。
- ・静岡市ではR6年 1/17~2/29の間の16日間で、介護職への就職(転職)を希望する方を対象に、初任者研修講座を開講しています(定員24名)。
- ・R7.2に開講する場合、R6.10中旬:事業者・研修指定申請、 R6.12中旬:研修指定、R6.12下旬:広報開始といったスケ ジュールが想定されます。

2. 実務者研修

<概評>

・既定経費では賄えない支出※が見込まれるため学科から 予算要求する必要であることや、新たな学校設置となり 準備に一定時間を要することから、当初は初任者研修か ら開始することも考えられるのではないか。

※医療的ケア非常勤講師に係る謝金、交通費等

<課題・提案等>

- ・R7年度に開校する予定であれば、学科からR7年度当初 予算に要求をあげてもらうことが必要です。
- ・予算要求では、収支均衡が取れることが前提です(支出 (Web学習システム、謝金・交通費等) ≦収入(受講料× 受講者見込み等))。
- ・予算が認められたのち、授業を開始する8ケ月前までに東 海北陸厚生局に実務者研修の設置計画書することになり ます。

3. その他(報告を求める事項)

- ・No. 10 (初任者研修、実務者研修、介護福祉士受験対策講座)とNo. 11 (リカレント講座) について、学科として、何をより重点的に実施していくことが効果的と考えるか確認させていただきたい。
- ・初任者研修、実務者研修の受講者確保見込みと広報手 段、及び受講料について、確認させていただきたい。

No. 10

R6取組に対 する検討所 見 (第8回質 保証委員 会)

・初任者研修について、静岡県社会福祉人材センターと連携 した取組や、静岡県老人福祉施設協議会や近隣施設への積 極的な広報により、初年度から11名の受講者が決定したこ とは、成果として認められます。なお、入学定員削減の条 件として、県から代替策(外国人留学生受入れの促進、初 任者研修・実務者研修の実施)の継続的な実施を求められ ています。初任者研修については20名の養成を明示してい ることから、対策を適切に実施することが求められます。 実務者研修についても、引き続き開講に向けた準備を進め てください。

専攻主担当者名 鈴木俊文

 									
リカレント教育の実施(施設等職員等) 〈R8年3月実施予定〉									
施設等職員等に対し、キャリアップや離職防止を目途に介護の専門知識・技術のレベルアップやリーダーシップ・チームビルドを学ぶ※卒業生アップスキリング対策									
A リカレント講座の開催に向けたテーマ検討や内容、方法(※)等を 専攻、学科、質保証委員会等で議論する。関連する事業(公開講座 (広報・地域連携推進委員会、リカレント教育講座(キャリア支援									
委員会)との調整、連携をはかり、毎年継続的に開催できる体制を 構築する。 B R6年度中に試行的に講座開催(R7年3月まで)し、その内容をもとに 受講ニーズの確認やテーマ、内容、方法の見直しを行ったうえで、 R7年度講座を企画し、実行(開催)する。									
※実施は、夜間、土曜、週末、夏休み・春休み等を検討すること (No. 7, 8.9)									
R6. 8 9 10 11 12 R7. 1 2 3 4 5 6 7 8									
A 9月~専攻、学科会議で検討 2月までに教授会報告 R6年度報告、R7案内 R7企画の検討関連する事業(委員会)との調整、									
R6 広報·募集 R7 広報·募集									
B R6 年度講座の開催 R7.3 月までに実施									
R7. 9 10 11 12 R7.1 2 3 4 5 6 7 8 9									
A 関連する事業 (委員会) との調整、継続的な体制構築 R7 年度報告、R8 案内									
R8企画の検討 R8広報・募集									
B R7年度講座の開催 R8.3月までに実施									

改善状況 (今年度の 取組内容)

大石・木林担当による「介護技術研修」については、具体的な内容や 方法について検討するため、令和6年9月12日に「卒業生の集い」を開催 した。その際、本学主催の研修会に関する希望等についてアンケート調 査を行い、その結果、開催日については土日・夜間の希望はなく、平日 開催を希望していることが分かった。そこで、今年度試行的に3月13日 本専攻卒業生を対象に介護技術研修会を開催する予定である。

鈴木担当の「認定介護福祉士のための介護実践研究講座I及びⅡ」については、連携先である静岡県介護福祉士会と受講ニーズやテーマ、内容、方法について協議した結果、今年度については、静岡県介護福祉士会主催により、認定介護福祉士メンバーを中心にした下記の研究会を予定していたことから、この研究会の運営に協力することになった。

名称:ファーストステップ研修教材開発研究会

実施者:静岡県介護福祉士会

期間:2024年7月~2025年3月(計5回予定)

内容:介護福祉士ファーストステップ研修の教材開発を行う研究会

参加教員:鈴木俊文

対応状況を示す具体的な根拠・データ(成果)

(提出時に写し、データを添付)

○「卒業生の集い」(大石・木林)

開催日:令和6年9月12日

会場;本学介護実習室 参加者:卒業生9名 (R4年度以降の卒業生)

○R6年度ファーストステップ教材開発研究会(鈴木)

第1回 9月6日(金)19:30~21:00 オンライン 12名参加

第2回 10月21日 (月) 19:30~21:00 オンライン 12名参加

第3回 10月24日 (木) 19:30~21:00 オンライン 12名参加

第4回 1月29日 (水) 19:30~21:00 オンライン 12名参加

第5回 2月12日 (水) 19:30~21:00 ※開催予定

その他 (今後の予 定等)

R7年度開催に向けては、リカレント教育講座(一般)として取り組む介護初任者研修の日程等が未定であるため、これをふまえて現在準備中である。

また、本計画では、リカレント講座の開催に向けたテーマ検討や内容、 方法等を専攻、学科、質保証委員会等で議論することに加えて、関連する事業(公開講座(広報・地域連携推進委員会、リカレント教育講座 (キャリア支援委員会)との調整、連携をはかり、毎年継続的に開催できる体制を構築することを目標としている。これに係わる学内委員会での議論が現在できていないため、次年度の課題とする。

No. 11

活動計画 に対する 検討所見 (第4回質 保証委員 会)

<概評>

- ・県介護福祉士会、県老人福祉施設協議会と連携して企画する計画となっており、現場ニーズを踏まえたテーマが設定されることや、集客についても効果が期待される。
- ・年に複数回検討されており、積極的な計画となっている。

<課題 • 提案等>

・各年度の実施回数や参加者の数値目標を設定して、達成度 合いを確認するなど、取組を着実に進めてください。

<質保証委員会使用欄>

No. 11

R6取組に 対する検 討所見 (第8回質 保証委員 会) ・今年度は、前述の初任者研修開講を最優先に取り組み、その成果も認められますが、R7年度リカレント講座等の検討結果が質保証委員会、教授会等で報告されていません。リカレント講座についても、できる限り取り組まれることが望まれます。なお、静岡県老人福祉施設協会との意見交換において、具体的要望を受けた講座のテーマについては、開講に向けて早期に着手する必要があります。

※活動計画の詳細を添付すること(様式任意)

専攻主担当者名 安 瓊伊

方策No.	1									
方策	専攻オープンキャンパスの実施 <r6年9月></r6年9月>									
内容	対象の高校生に身近な在学生を中心に、専攻の紹介・学生生活・入試制度・ 大学施設見学で構成する介護福祉専攻独自のオープンキャンパスを企画・ 実施する。 ※R6年6月に社福専攻で2回実施し、高校生・保護者に非常に好評であっ た。									
R6年度 活動内容※ 複数年度に またがる計 画は、R7年 度以降の内 容も記載	 ・担当教員(入試委員を含む)間で入試日程と合わせた専攻オープンキャンパスの実施時期と内容について企画し、専攻教員と学生の協力を得て、実施する(9月、10月、3月)。 ・広報については、短大のホームページにチラシを掲載する。 ・3月のオープンキャンパスについては、9月と10月のオープンキャンパスの結果と反省を踏まえて詳細を検討し、実施する。 									
スケジュー	R6. 4 5 6 7 8 9 10 11 12 R7. 1 2 3									
ル	NO.4 S O I S S IO II IZ NI.I Z S S E E E E E E E E									

改善状況 A. 高校生を対象に、身近な在学生を中心に介護福祉専攻の紹介・学生生 (今年度の 活・入試制度・大学施設見学で構成するオープンキャンパス。 取組内容) ・「秋のオープンキャンパス」として9月7日と10月5日に2回実施した。 9月7日には、県内高校3年生5名(2名は7月0C参加者)と保護者2 名と計7名が参加した。10月5日には、県内高校生5名(3年生3名、 2年生2名)、保護者3名と計8名が参加した。2回合わせて学生10名、 保護者5名の合計15名が参加した。3年生8名の参加者が本専攻に志願 したかは志願者情報が公開されていないため確認できていない。 「春のオープンキャンパス」を3月5日・8日に2回実施予定である。 広報については、チラシを作成して短大のホームページに掲載するとと もにOCAN s にて配信した。秋のオープンキャンパス結果から改善点を検 討し、申込方法をメール送信からQRコードによる入力に変更して簡単に できるようにした。 B. 日本語学校の留学生を対象としたオープンキャンパスを、短大の介護 福祉専攻で学ぶメリットと卒業後進路についての説明に重点をおいて 3月8日に実施予定である。 ・静岡市内所在の日本語学校には教員が直接訪問して説明をし、他の県内 所在の日本語学校にはチラシを郵送した。社会福祉専攻の教員の協力を 得て英語での対応が可能である。 C. 中高生向けの「介護体験」フェスを企画し2月24日に実施予定である。 ・広報を兼ねた情報共有のため、チラシを10カ所の県内高校に送信した。 県短卒業生2名に介護未来ナビゲーターとして講話を依頼し、また認知 症VR体験の協力を静岡市認知症ケア推進センターに依頼した。他のプロ グラムとして、レクリエーション、福祉用具体験等を予定している。 対応状況を (提出時に写し、データを添付) 示す具体的 ・介護福祉専攻オープンキャンパス実施結果報告書(9月7日) な根拠・デ ・介護福祉専攻オープンキャンパス実施結果報告書(10月5日) ータ(成 ・高校生向けの春のオープンキャンパスのチラシ 果) ・留学生向けのオープンキャンパスのチラシ ・中高生向けの介護体験フェスのチラシ ○A・B・Cについて、担当教員で引き続き検討・実施をし、次年度の開 その他 (今後の予 催に向けてプログラムや改善を図っていく。 定等) ○Aについては、1年生の在学生3名にスタッフとして参加し、身近な大 学生活・介護福祉専攻での学習や実習を含め、参加者からの質問に応答 していただく。 ○Bについては、在学生との交流を検討し、留学生に同じく学ぶ立場の在 学生から伝えていき、介護福祉専攻で学ぶメリットを知っていただく機 ○Cについては、開催時期や広報方法について引き付き検討し、次年度

の企画を進めていく。

No. 1

活動計画に 対する検討 所見

(第4回質 保証委員 会)

<概評>

- ・入試日程等にあわせて、年3回の開催が検討されており、積 極的な計画となっている。
- ・内容の充実に努めるとともに、参加者の数値目標を立てる など、入学者数の増加をさせる方策を講じていただきた い。

<課題・提案等>

- ・参加者確保のため、より積極的な広報が必要ではないでしょうか(OCANsの利用、QRコードによる申込受付等)
- ・県の「介護の未来ナビゲーター事業※」の活用も検討して みたら如何でしょうか。

(※若手介護職員を「介護の未来ナビゲーター」として高校・大学 等での出前講座や就職ガイダンスへ派遣し、介護職の魅力ややりが いを情報発信する事業)

- ・オープンキャンパスの結果については、その都度直近の質 保証委員会で報告してください
- ・来年度以降は、学科単位での開催も検討したら如何でしょうか。

<質保証委員会使用欄>

No. 1

R6取組に対 する検討所 見 (第8回質 保証委員 会) ・年間を通じて、着実に計画が実行されています。また、OCAN sによる配信や、QRコードによる申込に改善するなど、広報についても改善が認められます。アンケートの結果等を踏まえ、更に内容の充実に努め、参加者が介護分野に関心を高め、入学者増加につながる取組となることが期待されます。なお、2月に開催予定の中高生向けの「介護体験」フェスについては、申込者がなく開催中止となったことから、開催時期や広報方法について継続的に検討し、改善に努めてください。

※活動計画の詳細を添付すること(様式任意)

専攻主担当者名 高木 剛

方策No.	13										
方策	外国人受け入れ	,									
内容	介護技術の習得を目指す外国人を対象に授業を展開し、日本で介護職として採用される又は母国に帰ってから専門職として働く能力を身につける。※県とモンゴルの関係を活かす										
R 6 年度	1. 留学生の確保										
活動内容※	①県はモンゴル国と交友関係が深く、介護人材確保に向けた事業(例えば、介護人材マッチング支援事業など)を実施していることを踏まえ、県との連携のもと本										
複数年度に	学においてモンゴル人留学生を受け入れる仕組みを検討する。										
またがる計	②2023年4月に開設した日本語教育学苑(社会福祉法人駿府葵会)では提携校を										
画は、R7年	求めていること	から、当苑との)連携により) 卒業生(約	外国人留学	生)を受	:け入れる仕				
度以降の内	組みを検討する	0									
容も記載	2. 留学生に対	する日本語教育	育の支援								
	日本語教育学	苑(社会福祉》	占人駿府葵会	🖹 との提	携により、	本学に入	.学した当学				
	苑の卒業生(留	'学生) に対する	5日本語教育	ずの支援体 に	制について	た検討する	0				
スケジュー	●県との連携に	 よるモンゴル丿	【留学生の確	 催保							
レ	R6. 8										
	れて 関する リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス リカス										
	●日木語数音学	焼との提携(昏	2学生の確保		ー 数音の支援	§) 2/10) 修正				
	R6. 10-11	12 R7. 1	2	3	4-9	10-12	R8. 4				
	日本語教育学苑へのヒアリ法人本部での連携協議	整理を選集に向けた情報共有・本学での受け入れ体制に関	教育学苑)本学説明会(場所:日本語	パス開催(連携) 田本語教育学苑)		連携についての検討留学生受入れ時の教育面の	留学生受け入れ開始				

改善状況 (今年度の

(1) 日本語教育学苑の教職員との連携に向けた面談

<日時>令和6年10月2日14時00分~14時45分

取組内容) | <場所>日本語教育学苑

< 内容 > 本学の紹介(介護福祉教育、入試制度、経済支援(介護福祉士修学資金など)国家試験の合格状況、卒業後の進路等)、連携の提案など。

(2) 社会福祉法人駿府葵会(本部)での連携に向けた協議

<日時>令和6年11月5日13時30分~14時15分

<場所>駿府葵会本部

<内容>本学の紹介(介護福祉教育、入試等)、連携スキームや経済支援(減免制度、県補助金、介護福祉士修学資金)の提案、連携に向けた協議

(3)日本語教育学苑における本学説明会

<日時>令和7年2月7日13時00分~13時45分

<場所>日本語教育学苑

<内容>介護の仕事とその魅力、本学についての概説(介護福祉専攻、入試制度、 経済支援(介護福祉士修学資金)など

対応状況を示す具体的

| 上記の取組内容については、別添の各結果報告書(資料①~③) を参照のこと。

な根拠・デ | <別添:結果報告書>

ータ(成

果)

資料①「日本語教育学苑の教職員との面談結果報告書 (メモ)」

資料②「駿府葵会本部における連携協議結果報告書 (メモ)」

資料③「日本語教育学苑における本学説明会結果報告書(メモ)」

その他 (今後の予

今後の予定として、現時点では以下のことを検討している。

定等)

(1) 学生間交流

イベントをとおして、本学介護福祉専攻と日本語教育学苑の学生間交流を図る(令和7年4月以降)。

(2) 日本語教育学苑の学生向け進学相談会

本学介護福祉専攻の紹介とともに、進学に向けた相談・アドバイスを行う(令和7年6月以降)。

(3) 県内日本語学校への訪問

3月8日に留学生対象のオープンキャンパスを開催予定のため、その参加者が在籍する日本語学校に対して本学介護福祉専攻の紹介をする(令和7年6月以降)。

No. 1 3

活動計画 に対す所見 (第4回 質保証委 員会)

<概評>

・一定数の外国人を受け入れることができれば、大きな定員確保対策 となるため、日本語教育学苑の卒業生の早期に受入れ実現に向け、 取組を着実に進めていただきたい。

<課題 • 提案等>

- (1)日本語教育学苑(社会福祉法人駿府会)との連携
- ・県の外国人留学生支援事業費補助金(外国人留学生に学費や生活費を 支援する介護事業所に対して経費の一部を助成:日本語学校の場合 学費60万円/年、居住費36万円/年、補助率1/3)の活用ができれば、 日本語教育学苑(社会福祉法人駿府会)と本学ともにメリットが見込 まれます。
- ・上記の県補助金や県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付の仕組、本学に入学するメリット(短大卒、介護福祉士国家試験受験資格、同資格取得によるメリット等)を留学生に理解してもらい、本学受験に導く活動(説明会開催等)が必要ではないでしょうか。
- ・日本語教育学苑へのヒアリングでは、同学苑卒業時に想定している日本語レベル (N2 か N3 レベルか) や、本学入学後の日本語学習サポートも含めて確認してください。
- (2)特別選抜の実施方法の見直し
- ・No. 20の日本語教育学苑からの受験見込みを確認した上で、私費外国 人留学生特別選抜の実施方法変更(募集人員、配点比率、作問等) も含めて検討してください。
- (3) その他

次の検証も進める必要があるのではないでしょうか。

- ・外国人留学生にゼロ免制度を導入するのか、しないのか、学科として の考えが必要(外国人留学生支援事業費補助金交付要綱において、「外国人留 学生」は、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意 思のある者とされているため、ゼロ免にした場合、県補助金要件に該当しない。)
- ・本学で受け入れ可能な留学生数見込み

R6取組に 対する検 討所見 (第8回 質保証委 員会)

・外国人留学生受入れに向け、日本語教育学苑(社会福祉法人駿府葵会) との連携に向けた協議や学生への説明会が開始されたことは、成果と して認められます。介護福祉専攻の改変において、外国人留学生5人 を受け入れることになっているため、引き続き、取組を着実に進め成 果につなげることが求められます。

専攻主担当者名 尾﨑剛志

方策No.	20
方策	入学者選抜の見直し
内容	近年、志願者数が減少している各入学者選抜実施方法を再考する。入学者選抜での人
	数割り振りの変更。入学者選抜実施方法の検討と広報の検討を行う。
R6年度	●:令和6年度内に入学者選抜(総合型・学校推薦型・一般)の人数の割り振りにつ
活動内容※	いて再考する。 (専攻案⇒学科審議は済)
(複数年度にまたがる	☆:各入学者選抜実施方法の検証【(回数の追加・時期未定)、学校推薦型選抜実施
計画は、R7年度以降の	方法の検討(評定平均の再検討)、一般選抜での第2志望制度導入】する。(専攻案
内容も記載)	⇒学科審議⇒修正案の検討段階)
	△:令和8年度学生募集における入学者選抜変更内容の広報の実施
スケジュー	人数変更は令和8年度(令和9年入試)の学生募集から実施が出来るようにする。
ル (別)	選抜方法の変更も令和8年度(令和9年)の学生募集、遅くとも令和9年度(令和10
	年) の学生募集から実施できるようにする。
	一般選抜における第2志望制度を令和8年度(令和9年入試)から導入する。

※活動計画の詳細を添付すること(様式任意)

R6. 8	9	10	11	12	R7. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		•					Δ.	<u>~</u> ,						継続	
●学科会で検討	●入試委員会で検討	運営委員会・教授会審議	●教育研究審議会審議	☆選抜方法学科檢討1	☆選抜方法専攻再検討	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	☆選抜方法学科会検討2	☆選抜方法入選委員会審議	☆選抜方法運営委員会・教授会審議	人数変更を入試説明会で広報	△人数変更をOCで広報		☆選抜方法教育研究審議会審議	☆選抜方法役員会審議 	
R7. 12	R8. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R9. 1	2	3
	☆☆			継続人											
☆選抜方法変更承認	☆選抜方法変更のWEBサイト広			継続変更人数での募集開始		△選抜方法変更を入試説明会で広	△選抜方法変更をOCで広								
	- 広 報_			У Ц		報	報							_継続	

改善状況 (今年度の 取組内容)

- ●入学者選抜の人数変更については、教育研究審議会事前協議からの差し戻し に対応した。教授会での再承認 (R7.1) を経て、教育研究審議会で承認さ れた。
- ●入学者選抜の方法の変更については、学校推薦型入試と私費外国人留学生特別選抜の実施方法の変更案について教授会での承認(R7.1)を経て、教育研究審議会で承認された。
- ●入学者選抜実施委員会 (R6.11) 【資料④】で実施時期の追加について検討したが、入試に係る人員の確保が必要となることや過去の同様の入試形態において効果が得られなかったことから、一旦保留となっている。
- ●一般選抜での第2志望導入について、入学者選抜実施委員会(R7.1)において、社会福祉専攻と子ども学科からは了解を得たが、歯科衛生学科からはもう少し情報が欲しいとの希望があり、一旦保留となっている。なお、本件についてはシステムの見直しが必要となり、予算の確保が出来ていないことから、早くてもR9年度入試からとなる見込み。

対応状況を 示す具体的 な根拠・デ ータ(成

果)

(提出時に写し、データを添付)

<参考までに以下の資料を添付します。>

- ●令和7年1月教授会資料(A-2、A-3)参照
- ●令和6年11月20日入学者選抜実施委員会【資料④】

<令和7年度 介護福祉専攻入学者選抜志願者結果>

- ・総合型選抜 9人(志願者・合格者ともに)
- ・学校推薦型選抜 0人(志願者・合格者ともに)
- ・一般選抜 2人(志願者、入金者) ※総合型・学校推薦型ともに前年度入試よりも減少。

その他 (今後の予 定等)

入学者選抜の募集人数変更及び学校推薦型入試の試験実施方法の変更について、教育研究審議会での承認が得られたため、次年度の募集要項の修正、6月の高校教員対象説明会への準備、Webサイトへの情報の掲載を順次、実施する。

また、私費外国人留学生特別選抜については、教育研究審議会で承認されたことを受け、文部科学省に公表のルールについて問い合わせをし、順次、対応する。また、出願条件や評価方法についても詳細を検討する。要項が確定次第、静岡県内の日本語学校には案内文の送付を行い、Webサイトでも同様の告知を行う。

さらに、一般選抜での第2志望導入については、志願理由書の取扱いや県大での併願状況の確認等を行う。また、歯科衛生学科から了解が得られた場合は、入学者選抜実施委員会でシステムの再構築予算等について検討する予定である。

No. 20

活動計画に 対する検討 所見 (第4回質 保証委員 会)

<概評>

・近年の志願状況から勘案し、総合型選抜の定員を増加させる入 学者選抜の見直しは適当であり、最短のスケジュールで進めて いく必要がある。

<課題 • 提案等>

- ・入学者選抜の見直しは、役員会審議不要です。
- ・No. 13の日本語教育学苑からの受験見込みを確認した上で、私費 外国人留学生特別選抜の実施方法変更(募集人員、配点比率、作 問等)も含めて検討してください。
- ・県大入試室に確認したところ、各入学者選抜実施方法の変更(募集人員変更、回数の追加等)、学校推薦における評定平均の再検討、一般選抜における第2志望制度の導入について、2年前ルールに従って公表した方がよいとの見解です。

R6取組に対 する検討所 見 (第8回質 保証委員 会)

・令和8年度入学者選抜に係る募集人数及び選抜方法の変更など、 志願者確保に向けた取組が認められます。令和7年度の入学者が 過去最も少なかったことから、今年度決定した入試変更が、志願 者の増加に結び付くような効果的な取組が求められます。その一 環として、主な進学先が専門学校など、これまで本学に入学実績 のない高校に訪問することが、定員削減に係る学長協議の場で提 案されたため、これも踏まえた上で対応してください。

専攻主担当者名 奥田都子

方策No.	6 (4も含む)							
方策	静岡県老人福祉施設協議会との関係づくり							
内容 R6年度 活動中度容 を を を を で る に は に の 内 の の り の り の り り り り り り り り り り り り	静岡県老人福祉施設協会は、本専攻の存続・発展に欠かせないステークホルダーである。令和5年度は会長、前会長、副会長、東部・中部・西部責任者、事務局長とお目にかかり、介護福祉士養成教育に関する理解の推進と介護人材・学生確保に向けて、静岡県老人福祉施設協議会と静岡県立大学短期大学部との意見交換を行った。この会談を受けて、令和6年度は県内全域から報告を募る研究大会に本学の学生が参加するとともに、教員の一部が研究を紹介する。また、大会参加を踏まえて、次期大会に向けての協力について協議するとともに、介護福祉専攻が実施する介護の魅力発信講座やオープンキャンパスへの派遣協力をいただく。また、要望のあった実習報告会の公開についても検討する。一連のかかわりは、個人の立場ではなく、県立大学短期大学部と静岡県老人福祉施設協議会との公的な関係性づくりであり、良質な介護福祉人材の確保という共通目的のもとに、本学の介護の学生確保の手立ても具体化を図ることができる。 A. R6年9月5日に県老施協高齢者福祉研究大会に学生・教員が参加する。 B. 研究大会当日15時から、老施協幹部と短大部長・社会福祉学科教員との意見交換を行い、介護の魅力発信と学生確保に向けた老施協と県立短大の協力について、Cの企画案を提案する。 C. 中高生向け「介護の魅力発信」講座、専攻オープンキャンパスに老施協より職員派遣をいただき広報及び学生確保のための活動を実施する。 D. R6年度の反省をふまえ、R7年度の高齢者福祉研究大会への学生・教員の							
容も記載	E. 介護実践研究発表会への老施協招待や実習指導者招待について検討する。 F. 介護人材育成に向けての新たな提案の検討 G. 短大の入学案内や専攻紹介チラシの配布、リカレント教育の人集めの広報に ついて老施協に協力を依頼し、施設で勤務する職員(及びその家族・知人)に対 して配布する。							
スケジュール	R6. 4 5 6 7 8 9 10 11 12 R7. 1 2 3							
	A. 研究大会参加							
	F. 新たな提案の検討 ● ***********************************							
	G. 広報活動の強化● → → → → → → → → → → → → → → → → → → →							

A. 令和6年9月5日、グランシップで開催された静岡県老施協高齢者福祉研究大会 改善状況 | に、介護福祉専攻全学生を引率して参加した。教員3名が研究発表を行い、教員の取 (今年度の り組む研究の紹介(松井)と、介護福祉士養成教育への理解増進のために介護福祉専 取組内容) 攻の「介護実践研究」の現状を紹介した(奥田、安)。また、学生には、研究発表を 聞いて高齢者福祉現場の課題や取組を学ぶとともに、県内高齢者施設への理解を深め る機会とし、印象深い報告についてレポートさせた。 B. 令和6年9月5日15時から、グランシップ12階にて老施協の役員6名と短大部 長・社会福祉学科教員6名による意見交換の場を持ち、介護の魅力発信と学生確保に 向けた老施協と県立短大の協力企画案を提案し、協力の承諾を得た。 C. 専攻オープンキャンパス(令和7年3月5日・8日開催)および留学生対象オー プンキャンパス(令和7年3月8日開催)への広報協力を依頼した。令和7年度5月 に予定しているスウェーデンからの高校生視察研修について、老施協会員施設職員の 派遣依頼を検討中である。 D. 令和6年度大会に参加した学生の感想レポートのまとめを送付し、R7年度の高 齢者福祉研究大会への学生および教員の参加方法について、老施協と協議を行う(3 月上旬予定)。 E. 老施協との意見交換で要望のあった「実習報告会の公開」について、介護実習教 育検討会にて審議した(12月5日)。その結果、個人情報を含む発表内容に対して実 習施設の承諾を得られていないこと等から、R6年度の介護実践研究報告会の外部公 開は見送り、引き続き、公開内容や方法について検討していくことになった。 研究報告会に代えて、1年次の介護実習 I B報告会を公開することとし、実習指導者 等を招待して2月7日に開催した(12施設中5施設7名が参加)。 今後、介護レクリエーション発表会等、公開できる授業を増やしていく予定である。 F. 令和7年2月17日から介護福祉専攻による介護初任者研修を開始するにあたり、 老施協会員施設への広報協力を得た。 G. 短大の入学案内を老施協事務局に届け、施設で勤務する職員及びその家族・知人に 向けての配布協力を依頼した(9月)。 また、各担当が作成した広報物を老施協事務局に送り、広報・配布を依頼した。 ・介護初任者研修募集案内(2月17日開講) ・介護福祉専攻オープンキャンパス(令和7年3月5日・8日開催)。 ・留学生対象オープンキャンパス(令和7年3月8日開催)。 対応状況を (提出時に写し、データを添付) 示す具体的 B. 意見交換会次第、会議録 な根拠・デ ータ(成 果) その他 Aについては、R7年度大会は浜松で開催されるため、学生参加の方法について (今後の予 は検討中であるが、教員の発表は継続的に行う。 定等) Eについては、介護実践研究発表会だけでなく、公開できる授業を検討し、介護 福祉専攻での学びを知っていただく機会を広げていく。

制を進めていく。

B・C・D・F・Gについても引き続き検討・実施をはかり、老施協との協力体

No. 6

活動計画 に対する 検討所見 (第4回

質保証委員会)

<概評>

・各種の取組案が示されており、着実に取組みを進めて関係づくりを 深めることで、入学者や各種研修・講座参加者の増加に結び付けて いただきたい。

<課題・提案等>

・老施協との意見交換や、中高生向け講座等の結果については、その 都度直近の質保証委員会で報告してください。

R6取組に 対する検 討所見 (第8回 質保証委 員会)

・県老人福祉施設協会との意見交換会において、高校と高齢者福祉施設をつなぐ新たな取組を実施してほしいとの要望や、リカレント教育における講座テーマについて具体的に提示を受けていますが、その後、具体的な取組に結びついているとは言い難い状況です。広報配布等の協力をいただいているので、県老人福祉施設協会のニーズを踏まえた取組や講座について、具体的内容やスケジュールを早急に決める必要があります。

※活動計画の詳細を添付すること(様式任意)

専攻主担当者名 尾﨑剛志

方策No.	19
方策	介護福祉専攻で介護福祉士を目指さない(ゼロ免)学生及び専攻内コース別履
	修制度(履修モデル)の導入
内容	●介護技術の習得を目指すが、介護福祉士資格の取得を必須にしない新制度を
	導入することにより、教育内容の自由度を高めて多様な人材を集めることがで
	きるほか、ドロップアウトする学生を減らすことにもつなげられる。
	☆介護福祉士資格取得を目指す①介護福祉士教育コースを中軸にして、新たに
	②アントレプレナーシップ教育コース(介護チームリーダー・起業志望者対
	象)、③進学・公務員教育コース(社会福祉系四年制大学編入学、公務員志望
	者対象)、④国際人材教育コース(外国人留学生)、⑤福祉マインドコース等
	を設置する。※コース名称は仮称。
R6年度	1:令和6年度内にゼロ免制度導入に向けた課題を抽出し、解決策を検討す
活動内容※	る。新制度導入に向けた学則変更を行い、令和7年度入学生から適用する。
(複数年度に	2:令和7年度からは、コース別履修制度(履修モデル)について検討を進め
またがる計画	る(コースの設置に必要な科目の新設、それに見合う科目編成等の検討)。令
は、R7年度以	和8年度入試からコース別履修制度(履修モデル)の広報を行い、令和9年度入
降の内容も記	学者から適用する。なお、全コースの一斉新設を目指すのではなく、条件が整
載)	ったコースから優先的に設置していく。
スケジュー	令和7年度からコース別履修制度(履修モデル)について検討を行う。令和8年
ル (次ペー	度(令和9年)入試制度からの募集に反映させられるようにする。
ジ参照)	※学則変更の届出時期について(組織の設置・収容定員の変更・組織の廃止・
	地域医療連携推進法人の参加法人等による附属病院の開設に係るものではない
	ことから、[ケ]に該当し「届出書」「変更の事由及び時期を記載した書類」
	「学則および変更部分の新旧の比較対象表」を変更しようとする時に提出)

※活動計画の詳細を添付すること(様式任意)※5文科高第2244 号令和6年3月29日参照 専攻→学科→教務委員会→運営委員会→教授会→教育研究審議会→役員会

スケジュール案

R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7.3	R7. 4	R7.5	R7.6	R7. 7	R7.8	R7. 9
●ゼロ免制度検討開始・課題抽出	●専攻会議・学科会議審議	●教務委員会審議	●運営委員会・教授会審議	●教育研究審議会審議	●役員会審議	●学則変更承認	●ゼロ免導入☆コース検討	☆各コース履修モデル検討		ース目的 扁成・道 目		☆各コース履修モデル検討
R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R8. 4	R8. 5	R8. 6	R8. 7	R8. 8	R8. 9	R8. 10
☆学科会議でコース審議	☆教務委員会でコース審議	ス審議 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	☆役員会でコース審議	☆学則変更		☆新コース別履修制度の広報		☆教員対象説明会で広報	☆0Cで広報		☆コース導入後の総合型募集	
R8. 11	R8. 12	R9. 1	R9. 2	R9. 3	R9. 4							
					◎新コース開始							

●ゼロ免制度

☆新コース

改善状況 (今年度の 取組内容)

ゼロ免制度については、専攻会議、学科会議、教務委員会を経て教授会 (R6.11)で承認されたが、12月の教育研究審議会事前協議において審議を取 り下げられた(代替案については今後検討予定)。

コース別履修制度については、ゼロ免制度も組み入れて検討していたが、新たな科目設置とそれに伴う教員配置が必要となる等の課題(質保証委員会(R6.9)検討所見)が浮き彫りになったことや、教育研究審議会の事前協議でゼロ免制度に係る審議を取り下げられたことを受け、検討を一旦保留することとした。

対応状況を 示す具体的 な根拠・デ ータ(成 果)

(提出時に写し、データを添付)

<参考までに以下の資料を添付します。>

- ●ゼロ免:教授会資料(令和6年11月教授会資料(A-5、A-6)参照)
- ●教育研究審議会事前協議結果(令和6年12月16日)

その他 (今後の予 定等)

ゼロ免制度については、教育研究審議会の事前協議結果を受け、その代替案があるかを検討する。

コース別履修制度については、社会福祉系の四年制大学への編入学や公務員採用などに向けた履修モデル(履修要項の履修科目表に記載されている科目の範囲内)が可能であるか、あるいはそれに代わる時間割上に配置しない自主的な科目(他の資格取得を目指すもの等)を設定するかどうかについて検討する。

No. 19

活動計画に 対する検討 所見 (第4回質 保証委員 会)

<概評>

・令和7年度入学生からゼロ免制度が導入されるよう、計画的な取組をしていただきたい。一方、専攻内コース制導入については、下記の課題・提案等が考えられる。

<課題・提案等>

専攻内コース

- ・コース制の設置検討を進める場合は、新たな科目設置とそれに伴う教員(非常勤講師)が必要であり、時間割が複雑化するほか、法人内で意思決定する際は、各コースを設定した理由、需要見込み(入口と出口のアンケートやニーズ調査を踏まえる)、最低施行人数(1コース学生が1人となった場合どうするのか)、教員配置等の説明が最低限必要です。
- ・コース制ではなく進路希望に応じた履修モデルを作成することが 現実的ではないでしょうか。
- ・また、国家資格を取得する従来のカリキュラムに加え、介護に関する基礎的技術の取得(初任者研修修了)を目指すカリキュラム (ゼロ免制度)を新たに設けるとの説明が、シンプルではないで しょうか。

R6取組に対 する検討所 見 (第8回質 保証委員 会) ・ゼロ免については、教育研究審議会事前協議において、「単に退 学者をなくすという理由だけで、介護福祉士資格取得を主眼とす る卒業要件を変更すべきではない」等の反対意見があったことか ら、本年度以降の定員充足率も踏まえ、代替案を検討していくこ とが求められます。